

# 定 款

石油海事協会  
(2022年7月12日改正)

# 石油海事協会定款

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 本会は、石油海事協会（英文名 Petroleum Industry Marine Association of Japan）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、石油の海上輸送（積荷・揚荷を含む）に関し、荷主の立場より、安全および油濁対策の調査、研究を行うとともに、国際油濁補償基金（The International Oil Pollution Compensation Funds 1978年設立）、および OCIMF（Oil Companies International Marine Forum = 石油会社国際海事評議会。1970年4月8日設立）の関係事項につき、本邦会社の意向を内外の諸機関に反映させるなど石油海事問題に有効に対処し、もって、石油産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 石油の海上輸送（積荷・揚荷を含む）に関する安全および油濁対策の調査、研究
- 二 国際油濁補償基金、および OCIMF に関し、次の諸事項を含む関連機構への意見表明および連絡・調整
  - (1) 諸規約の解釈・運用
  - (2) 石油海上輸送実績の集計および会費、拠出金の送金
  - (3) 油濁損害補償関係事項
- 三 関係官庁および民間機構への意見表明および連絡
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (事務所)

第4条 本会の事務所は首都圏に置く。

## 第2章 会員

### (資格)

第5条 本会の会員は、国際油濁補償基金への拠出者および OCIMF への本邦加盟会社、ならびにこれらの会社直属のタンカー会社、その他本会の趣旨に賛同する者とする。

### (入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、文書をもって申し込み、常任理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、第22条に定める通り納付しなければならない。

(代表者の指名)

第8条 会員は、理事となる代表者を指名して届出ることを要する。これを変更した場合も同様とする。

(脱会)

第9条 脱会を希望する会員は、脱会の日から3ヶ月前までに文書により石油海事協会事務局までその意思を通知することとする。但し、脱会の日に至るまでの義務の履行を免れることはできず、またすでに収めた会費の返還を請求することはできない。

### 第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事	第2項の通り
常 任 理 事	若干名
専 務 理 事	1名
常 務 理 事	必要に応じ若干名
監 事	2名

2. 理事は、会員が指名して届出た代表者とする。但し、専務理事の候補となる理事は、会員が推薦し、総務委員会に諮った上で、総会において選任された者とする。
3. 監事は、会員会社の役員または職員であって第8条の会員代表者にあらざる者のうちから総会において選任する。
4. 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は理事の互選により決定する。但し任期中の会長、副会長、常任理事が理事を交代した場合には、後任の理事は常任理事会の承認を得て、残存期間前任の職位に就くことができる。
5. 役員任期は、専務理事を除き1年とし、通常総会より次の通常総会までとし、重任を妨げない。但し、任期の中途において退任した場合の後任者の任期は、原則として前任者の残存期間とし、増員の場合における新任者の任期もこれに準ずる。
6. 専務理事の任期は、通常総会より2年後の通常総会までの2年とし、原則として62歳を定年とする。後任者に適任者の無い場合は、1年ずつ延長することができる。
7. 本会会務を処理するため、必要に応じ常務理事を置くことができる。常務理事に関する規定は、常任理事会の議を経て別に定める。
8. 役員は、専務理事及び常務理事を除き無報酬とする。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 常任理事は、会長を補佐し、かつ、常任理事会を通じ、理事会の委任を受けた本会の常務執行の任にあたる。
4. 専務理事は、会長、副会長を補佐し、かつ、事務局を統括して会務の処理にあたり、会長、副会長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 常務理事は専務理事を補佐してその任務の遂行に協力し、専務理事に事故ある時はその職務を代理する。
6. 理事は、理事会を通じ本会会務執行の責めに任ずる。
7. 監事は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(相談役および顧問)

第12条 本会に相談役および顧問を置くことができる。

2. 相談役および顧問は、理事会に諮って会長がこれを委嘱し、重要または特定事項について会の諮問に応ずる。

## 第4章 会議

(種別)

第13条 本会に次の会議を設ける。

総 会  
理 事 会  
常任理事会  
委 員 会

(総会)

第14条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、各事業年度に1回開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員総数の3分の1以上の会員から議案を明示して請求があったときに開催する。
4. 総会は、会長が招集しその議長となる。
5. 総会は、この定款で別に定める事項の他、次に掲げる事項を議決する。
  - 一 定款の変更
  - 二 収支予算
  - 三 年会費の賦課基準
  - 四 その他理事会で認めた重要事項
6. 会長は、次に掲げる事項を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

- 一 業務報告
  - 二 貸借対照表
  - 三 収支決算書
7. 総会は、この定款で別に定めがある場合の外、会員総数の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は出席会員の3分の2以上の同意によって行う。
  8. 総会における議決権は、各会員につき一個とする。
  9. 専務理事及び常務理事は、総会に出席して意見を述べるができるが、評決には加わらない。

(理事会)

- 第15条 理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事、常務理事を含む全理事をもって構成し、本会の会務執行機関として機能する外、総会付議事項を審議決定する。
2. 会議の招集、定足数、議決方法および議決権については、前条第4項、第7項、第8項および第9項の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(常任理事会)

- 第16条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、専務理事および常務理事をもって構成し、理事会の委任を受けた本会の常務執行の機関として機能する外、次に掲げる事項を審議決定する。
- 一 仮決算・仮予算および前期会費の賦課基準
  - 二 その他会長が必要と認めた事項
2. 会議の招集、定足数、議決方法および議決権については、第14条第4項、第7項、第8項および第9項の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「常任理事会」と読み替えるものとする。

(諮問機関)

- 第17条 本会事業の重要事項を審議するため、会長の諮問機関を設けることができる。

(委員会等)

- 第18条 本会に総務委員会、業務委員会および技術委員会を設ける。
2. 総務委員会は、会員会社から選出される若干名をもって構成し、本会の組織、人事、会計その他本条3、4項に属さない事項につき調査・研究・立案する。
  3. 業務委員会は、会員会社から選出される若干名をもって構成し、油濁補償問題その他常任理事会等が諮問する事項について調査・研究・立案する。
  4. 技術委員会は、会員会社から選出される若干名をもって構成し、安全・油濁対策等技術問題その他常任理事会等の諮問する事項について調査・研究・立案する。
  5. 上記のほか、事業の円滑な推進または専門的事項の審議のため、必要に応じ委員会等を設けることができる。
  6. 委員会等に関する規定は、必要に応じ、常任理事会の議を経て別に定める。

## 第5章 事務局

(事務局)

- 第19条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に関する規定は、常任理事会において別に定める。
  3. 会務の必要に応じて、参与、嘱託などを委嘱することができる。これに関する規定は常任理事会において定める。

## 第6章 会計

(事業年度)

- 第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

- 第21条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

(会費の納付)

- 第22条 会員は、以下に定める通り会費を納付するものとする。
- 一. 4月1日現在会員は、当年度の前期会費を4月30日までに納付する。
  - 二. 10月1日現在会員は、当年度の後期会費を10月31日までに納付する。
  - 三. 徴収した会費については返金しない。

## 第7章 解散

(解散)

- 第23条 本会は、総会の議決によって解散する。
- 解散の議決は、会員総数の4分の3以上の出席を要し、出席会員全員の同意によって議決する。

(残余財産の処分)

- 第24条 会員は、本会解散の場合、総会の議決に基づき、残余財産のあるときはその分配を受け債務があるときはその債務を分担する。

## 付 則

- 1 初年度の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、本会成立の日より昭和47年3月31日までとする。

## 定款沿革

- |     |      |        |   |    |     |      |
|-----|------|--------|---|----|-----|------|
| 1.  | 1971 | (昭和46) | 年 | 6月 | 28日 | 制 定  |
| 2.  | 1972 | (昭和47) | 年 | 4月 | 26日 | 一部改正 |
| 3.  | 1974 | (昭和49) | 年 | 4月 | 25日 | 一部改正 |
| 4.  | 1978 | (昭和53) | 年 | 6月 | 1日  | 一部改正 |
| 5.  | 1980 | (昭和55) | 年 | 6月 | 12日 | 一部改正 |
| 6.  | 1981 | (昭和56) | 年 | 4月 | 24日 | 一部改正 |
| 7.  | 1988 | (昭和63) | 年 | 6月 | 30日 | 一部改正 |
| 8.  | 1994 | (平成 6) | 年 | 7月 | 21日 | 一部改正 |
| 9.  | 2004 | (平成16) | 年 | 7月 | 6日  | 一部改正 |
| 10. | 2009 | (平成21) | 年 | 7月 | 24日 | 一部改正 |
| 11. | 2022 | (令和 4) | 年 | 7月 | 12日 | 一部改正 |